

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により提出された住民
監査請求に係る監査結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 22 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

第1 請求の内容

1 請求人

1名

住所・氏名

2 請求書の提出

令和6年3月28日

3 請求の要旨(原文のまま掲載。但し、個人名は非公開。)

一般社団法人つくし青年会議所(以下、「つくし青年会議所」という。)は、令和5年3月29日に太宰府市中央公民館(以下、「中央公民館」という。)の多目的ホール及び和室うめを使用した(以下、「本件使用」という。)(事実証明書3)

文化学習課への聞き取りによると、つくし青年会議所は、その使用料として、6,420円を令和5年3月29日に太宰府市に納付したとのことである。(令和5年3月30日に文化学習課長が令和5年3月29日に複数の使用者から納付された中央公民館使用料63,120円を太宰府市に納付した。)(事実証明書4)

太宰府市中央公民館使用料条例(以下、「使用料条例」という。)第2条第3項は、「市外者が使用する場合の使用料は、前各項に定める額の100分の150とする。」(以下、「市外者料金」という。)と規定している。(事実証明書5)本件使用で、市外者料金を適用すれば、使用料は9,620円で、3,200円の歳入増となる。

つくし青年会議所に対する市外者料金の適用については、現在、福岡地方裁判所で係争中の「令和5年(行ウ)第17号怠る事実の違法確認請求事件」の「被告準備書面1」3頁下から5行目乃至4頁3行目で、被告訴訟代理人弁護士は、「実際の運用でも、市内に住所を有するかどうかだけではなく、その活動や利用の実態等を考慮し、「市外者」として取り扱うか否かを判断している。本件において利用申請を行った「一般社団法人つくし青年会議所」(以下「つくし青年会議所」という。)については、後述のとおり、住所地は太宰府市外であるが、利用の都度、「市外者」として取り扱うかを個別に判断しており、令和2年11月18日の利用の際は、研修会の参加者のほとんどが市外の事業者であるという利用実態を考慮し、「市外者」料金を適用している。」と主張している。(事実証明書6)

本件使用には、市外者料金が適用されていないため、請求人は市外者料金を適用しなかった理由がわかる書類、適用しない方針決裁書などの書類の情報公開請求を行ったが、「申請者から聞き取りにより当日の開催内容を確認しているため、書類は存在しません。」と公開請求に係る情報の不存在を理由に非公開となった。(事実証明書7)

さらに、申請者から聞き取りした内容がわかる書類などの文書の情報公開請求を行ったが、令和6年3月21日に情報一部公開された文書は、太宰府市中央公民館使用(使用変更)申請書で申請者から聞き取りした内容がわかる文書ではなかった。(事実証明書8)そこで、この情報公開の対応をした文化学習係長に口頭で開催内容など申請者から聞き取りした内容を確認したが「太宰府市の利用者が多いという話があった」との回答があった以外、開催内容、参加者の構成などの具体的な事項については「申請者から聞いていないのでわからない」との回答であった。

市外者料金の適用に関しては、太宰府市監査委員から、「太宰府市職員措置請求に係る監査結果について(通知)」(令和5年3月24日付4太監第116号)6頁の「3意見」で「今回のような先例となる特例的な取扱いについては、市民に疑念をいだかせないように、起案文書等において条例や規則の解釈とその適用理由を記載すべきである。」と教示があった。(事実証明書9)それにもかかわらず、文化学習課は、そのようなことが記載された文書を作成していなかった。情報非公開決定通知書(事実証明書7)で、申請者から聞き取りにより当日の開催内容を確認していると言っているが、確認した内容を記載した文書は存在せず、文化学習係長への聞き取り調査でも文化学習課は、具体的内容を把握していないことが判明した。

つまり、使用料条例に基づく本件使用の市外者料金の適用について検討がなされた事実は確認できなかった。

以上のとおり、本件使用に関しては、違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実があると認められる。

4 請求人の提出証拠(事実証明書)

事実証明書1 太宰府市教育委員会の事務委任等に関する規則

事実証明書2 太宰府市教育委員会教育長の事務委任に関する規程

事実証明書3 情報一部公開決定通知書(令和6年2月7日付5太教文学第74号)

事実証明書4 情報公開決定通知書(令和6年2月28日付5太教文学第80号)

事実証明書5 太宰府市中央公民館使用料条例

事実証明書6 令和5年(行ウ)第17号 怠る事実の違法確認請求事件(被告準備書面1)

事実証明書7 情報非公開決定通知書(令和6年2月28日付5太教文学第81号)

事実証明書8 情報一部公開決定通知書(令和6年3月15日付5太教文学第87号)

事実証明書9 太宰府市職員措置請求に係る監査結果について(令和5年3月24日付4太監第116号)

事実証明書を補強する資料1

令和5年(行ウ)第17号 怠る事実の違法確認請求事件(原告準備書面1)

事実証明書を補強する資料2 太宰府市総合体育館条例

事実証明書を補強する資料3

令和5年(行ウ)第17号 怠る事実の違法確認請求事件(被告準備書面4)

事実証明書を補強する資料4

令和5年(行ウ)第17号 怠る事実の違法確認請求事件(原告準備書面2)

5 請求書の受理

本件請求は、令和6年3月28日に提出され、地方自治法(以下、「法」という。)第242条第1項に基づく要件審査を実施した結果、記載された内容が次の要件を具備していたため、令和6年4月3日付で受理することとした。

(1)形式的要件

- ア 監査請求書に措置請求の要旨が記載され、請求人自ら署名した書面によってなされたものであること
- イ 監査請求が、事実証明書を添付してなされたものであること

(2)実質的要件

- ア 請求人が太宰府市の住民であること
- イ 監査請求の対象とした行為者が太宰府市の財務会計機関であること
- ウ 監査請求の対象とした行為が違法若しくは不当な行為であり又は公金の徴収を怠る事実があること
- エ 監査請求の対象とした公金の徴収を怠る事実によって太宰府市に損害発生の可能性があること
- オ 監査請求において具体的な公金の徴収を怠る事実を是正するために必要な措置を掲げていること
- カ 本件請求は、施設使用料の徴収から1年を経過するまでになされたものであること

6 請求人による陳述及び資料の提出

法第242条第7項に規定に基づき、令和6年4月16日に追加証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述については本件請求内容を補足するものであった。事実証明書を補強する資料1～4が追加提出され次のような陳述がなされた。

一般社団法人つくし青年会議所(以下、「青年会議所」という。)が、令和5年3月29日に使用した太宰府市中央公民館(以下、「中央公民館」という。)の多目的ホール及び和室うめの使用料については、市外者料金の適用をするべきである。

その理由としては、中央公民館が使用料を決定するにあたって、特例的な事案であるにもかかわらず、利用の実態を確認すべきところを怠って、意思決定に必要な起案文書等の決裁を取ることせず、ただ単に市内者料金の適用を行っていることは違法であり、市外者料金との差額3,200円について市に損害を与えている。

なお、請求人が本件請求までの間に利用の実態について、担当課に対し確認のため聞き取りなどを行ったが、使用料の決定判断に必要な要素を示すことがなかった。

また、市民の税金を使って施設の運用を行っていることから、財源である使用料については適正な処理をするべきである。

第2 監査の実施

太宰府市監査基準(令和6年監委告示第1号)に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項

を次のとおりとした。

- (1)中央公民館の施設等を使用した青年会議所の所在地が市外であるにもかかわらず、太宰府市中央公民館使用料条例(以下、「使用料条例」という。)第 2 条第 3 項の規定によらず「市内者」として使用料の徴収を行ったこと
- (2)使用料条例第 2 条第 3 項の規定による「市外者」の定義及び運用上の取扱いについて

2 監査対象部局

太宰府市中央公民館(教育部文化学習課)

3 監査の着眼点

職員措置請求記載事項及び陳述内容を勘案し、監査の着眼点を次のとおりとした。

- (1)使用料算定については、使用料条例及び太宰府市使用料条例施行規則(以下、「条例施行規則」という。)に基づき、住所地をはじめ申請内容等の確認、検討を行い、「市内者」もしくは「市外者」の判断及び決定を行なったのか
- (2)当該使用料の市外者加算分の使用料を徴収しなかったことは、正当な理由があり、文書決裁等により意思決定の手続きが行われたものかどうか
- (3)当該使用料に関する賦課及び徴収においては、法第 242 条第 1 項の規定にある違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実該当し、このことよって市に損害が生じているか
- (4)「日本青年会議所九州地区福岡ブロック協議会が使用した中央公民館の使用料について」にかかる太宰府市職員措置請求に係る監査結果(令和 5 年 3 月 24 日付け 4 太監第 116 号)(以下、「前回監査結果」という。)との関連について

4 監査の内容

- (1)施設の使用許可及び当該使用料については、担当部署である中央公民館(文化学習課)において決定されていたため、令和 6 年 4 月 23 日に文化学習課長兼中央公民館長及び文化学習課文化学習係長から事情聴取を行った。

(2)実施場所

太宰府市監査委員事務局

第3 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

(1)事実関係の確認

ア 令和 5 年 3 月 29 日における青年会議所の中央公民館利用について

- (ア) 青年会議所は、令和5年3月29日に中央公民館の多目的ホール及び和室うめを使用した。
- (イ) 青年会議所は、中央公民館窓口において、その使用料として6,420円を令和5年3月29日に支払いをした。
- (ウ) その使用料については、使用料条例第2条第3項に基づく、「市外者」としての請求はなされず、「市内者」として請求している。
- (エ) 青年会議所に対しての施設利用の許可をするにあたり、前回監査結果の「3意見」で監査委員が述べている、条例や規則の解釈及びその適用理由を示す起案文書等は作成されていなかった。

イ 中央公民館(文化学習課)への事情聴取

中央公民館の施設等を使用した青年会議所の所在地が市外であるにもかかわらず、使用料条例第2条第3項の規定を適用せずに「市内者」の使用料の徴収を行ったことについて

- (ア) 使用料条例は第2条第1項及び第2項において使用料を規定しており、第3項では「市外者」が使用する場合の使用料について定めている。
- (イ) 太宰府市自治基本条例(以下、「基本条例」という。)第3条第1号では、「市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」についても「市民」として定義されている。
- (ウ) 基本条例第2条の規定では「議会及び市長等は、他の条例、規則及びその他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性の確保を図るものとする。また、本市の市政運営上必要な基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令及び条例等を執行する場合も同様とする。」とされている。
- (エ) 青年会議所の所在地は市外ではあるが、本市を含む筑紫地区全域を活動エリアとして、筑紫地区の発展を目指し、活動を行っている団体であり、従前より、本市と協力連携して、市内において市民まつりに協力し、ふれあいウォークのイベントを開催してきた実績等があることから、活動の実態は市内にもあると言える。
- (オ) 開催内容や使用施設、利用者数等を青年会議所の関係者と電話確認をするなかで、今回の使用が講演会の開催を目的としたものであり、市内事業者の参加が多く見込まれたことから、利用の実態を考慮して市内者料金の適用を行った。
- (カ) 青年会議所が令和2年11月18日に利用した目的は研修会の開催であり、参加者のほとんどが市外の事業者であるという利用の実態を考慮して、市外者料金を適用したものである。
- (キ) 今回の案件については、基本条例第3条第1号の「市民」の定義との整合性が必要であることから、市内に住所を有しない場合であっても市内に活動の実態等がある場合、さらには、上記(オ)で述べたような

利用の目的から「市内者」として取り扱うべきとして市内者料金の適用を行った。

(ク) 本件は令和5年3月29日に使用されてはいるが、令和5年1月上旬から青年会議所の関係者との協議が始まり、前回監査結果の以前には協議が完了していた。

(ケ) 利用の実態については、青年会議所の関係者との電話連絡において確認したが、本件の使用許可及び使用料の決定に係る起案文書等については、作成はしていなかった。

(コ) 使用料条例では「市外者」の定義については定めていないが、近隣市(大野城市、春日市、筑紫野市)における同様の施設においては、「市内者」「市外者」の区別をしていない。

(サ) 市の施設の中には、「市内者」と「市外者」の使用料を条例等により区別した体育施設等もあるが、文化施設では利用者の市内外を問わない、多くの来場者を見込んだ催しが予定されていることから、市内外を区別することは適当ではないと考えている。

(2)監査委員の判断

ア 以上の確認した事実に基づき、下記のとおり判断する。

本件における中央公民館使用許可申請者である青年会議所は、請求人が言うように筑紫野市を所在地とする団体である。

しかし、施設使用に関しては「市内者」及び「市外者」の判断について、使用料条例及び条例施行規則に形式的な定義が明記されていないものの、その区別の実質判断にあたっては、この条例の解釈とその適用に裁量権の余地を残すものであることは、前回監査結果で述べたところである。

また、中央公民館(文化学習課)は福岡地方裁判所で係争中の「令和5年(行ウ)第17号怠る事実の違法確認請求事件」においても、「実際の運用でも、市内に住所を有するかどうかだけではなく、その活動や利用の実態等を考慮し、「市外者」として取り扱うか否かを判断している。」と一貫した主張をしている。今回の許可に際しても、その区別の実質判断にあたっては、青年会議所が令和2年11月18日に利用した場合とは異なり、活動の実態等を基本条例第3条第1号の「市民」の定義に当てはめつつ、当日の利用実態を勘案したうえで特例的に「市内者」として取り扱ったものと認められる。

さらに、請求人の主張は前回監査結果に従っていないとの主張であるが、事実関係の確認イ(ク)で確認したように、本件事案は前回監査結果の発出前に決定がなされていることから対応することはできなかつたと判断する。

イ 結論

以上のことから、本件の施設使用許可にあたり、「市外者」の使用料を適用、徴収しなかったことは、違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実とは言えず、市に損害を与えているとは認められない。

よって、本件請求には理由がないものと認め、法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

3 意見

前回監査結果において述べた「先例となる特例的な取扱いについては、市民に疑念をいだかせないよう、起案文書等において条例や規則の解釈とその適用理由を記載すべきである。」との意見に従って事務処理を行われたい。

なお、「市外者」の使用が一般的な文化施設である中央公民館については、その機能を妨げない範囲において、他市のように利用者の市内外の区別をせず料金体系を見直すべきである。

※関係法令等(抜粋)

本件請求に係る関係法令は、次のとおりである。

1 太宰府市自治基本条例

(条例の位置付け)

第2条 議会及び市長等は、他の条例、規則及びその他の規程（以下「条例等」という。）の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性の確保を図るものとする。また、本市の市政運営上必要な基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令及び条例等を執行する場合も同様とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内にある事務所又は事業所に勤務する者、市内にある学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体（以下「事業者等」という。）をいう。

(2)～(6) 略

2 太宰府市中央公民館使用料条例

(使用料)

第2条 中央公民館を使用する者は、別表に定める使用料を次の各号により納入しなければならない。

(1) ホール及び多目的ホールを使用する場合 使用期日の6月前まで

(2) ホール及び多目的ホール以外を使用する場合 使用期日の7日前まで

(3) 前2号に定めるもののほか特別な場合は、別に定めるものとする。

2 入場料その他これに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、別表に定める額の100分の200とする。ただし、1人1回の入場につき、入場料等の額が5,000円以下であるときは、この限りでない。

3 市外者が使用する場合の使用料は、前各項に定める額の100分の150とする。

3 太宰府市中央公民館使用料条例施行規則

(使用の手続)

第2条 中央公民館及び附属設備等の使用申し込み受付は、次のとおりとする。

- (1) 多目的ホールを除く研修棟（附属設備等を含む。）を使用する場合 使用期日の3月前から
- (2) ホール棟及び多目的ホール（使用する附属設備等を含む。）を使用する場合 使用期日の1年前から

2 使用申し込み又は許可に係る事項を変更しようとする場合は、太宰府市中央公民館使用（使用変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によらなければならない。

(使用の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査のうえ使用の可否を決定し、許可することに決定したときは、太宰府市中央公民館使用（使用変更）許可書（様式第2号）を交付する。

4 太宰府市総合体育館条例

(使用料)

第9条 総合体育館の使用料は、別表のとおりとする。ただし、貸出備品の使用料は、規則に定める。

2 使用料は、前納しなければならない。

別表（第9条関係）

1 占用使用する場合

料金表 略

備考

1～4 略

5 市内者とは、使用者のうち市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者の割合が2分の1の割合を超える場合をいう。

6～9 略

2 個人使用する場合

料金表 略

備考

1～3 略

4 市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者をいう。